

審査の概要

1 届出の概要

(1)法第5条第1項（新設）

(2)届出者 株式会社フィールホールディングス 代表取締役 蟹江 義雄
名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号

(3)店舗名 (仮称) フィール浜松新津店
浜松市中区新津町字村前709番 外

2 市意見

市意見なし

3 関係者の意見の状況

(1) 住民等

意見なし

(2) 調整会議

意見あり（産業振興課）

(3) 審議会

意見なし

4 その他

庁内調整会議各課より意見を提出し、大規模小売店舗立地法第14条第1項に基づく報告を求めたところ、設置者から下記のとおり考え方が示されている。

【意見① 産業振興課】

来退店経路の設定について

【理由】 出入口No.1からの歩行者、自転車の誘導ルートが不明確なため、示すこと。

【回答】 添付図面1に歩行者・自転車動線を追記しました。

【意見② 産業振興課】

廃棄物等の処理について

【理由】 運搬処理業者が未定のため報告すること。

【回答】 廃棄物等の運搬業者及び処理業者が決定次第報告します。

【意見③ 産業振興課】

図3-1建物配置図について

【理由】 駐車場内の車両主従が不明確なためを路面表示等により明確にすること。

【回答】 添付図面1に記載しました。

【意見④ 産業振興課】

図3-1建物配置図について

【理由】 店舗周辺道路の拡幅計画、歩道設置計画等の歩行者安全対策についての図面を提出すること。

【回答】 添付図面2に記載しました。

【意見⑤ 産業振興課】

図3-5場内看板配置図について

【理由】 看板配置内容に変更があれば報告すること。

【回答】 届出内容に変更があれば報告します。

また、大規模小売店舗立地審議会において委員から確認を求められた事項等について、設置者から法第14条第1項に基づく報告がなされた。周辺的生活環境保持に対する必要な対策が取られていることが確認されたため、市意見なしとした。